明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府七）　一
○金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（同八）　三

〔告　示〕
○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府二、三）　三
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（同四～七）　三
○中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務五三）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
日本料理海外普及人材育成事業実施要領の制定関係　四

裁判所
破産関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

府令

○内閣府令第七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二十三」を「第一条の二十六」に、「第一条の二十四」を「第一条の二十七」に改める。

第一条の三第一号イ(1)中「第百八十五条の七第二十九項第一号」を「第百八十五条の七第三十一項第一号」に改め、同号イ(2)中「第百八十五条の七第二十九項第二号」を「第百八十五条の七第三十一項第二号」に改め、同号イ(3)中「第百八十五条の七第二十九項第三号」を「第百八十五条の七第三十一項第三号」に改め、同号イ(4)中「第百八十五条の七第二十九項第四号」を「第百八十五条の七第三十一項第四号」に改める。

第一条の四第三号及び第一条の八第一号イ中「第百八十五条の七第二十九項第五号」を「第百八十五条の七第三十一項第五号」に改める。

第一条の十を次のように改める。

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十　法第百七十三条第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一　法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。）　当該契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。以下この章において同じ。）から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第百七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二　法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）　投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下この章において同じ。）の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三　法第二十八条第四項第二号に掲げる行為　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四　法第二十八条第四項第三号に掲げる行為　法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの